第111期
定時株主総会招集ご通知

日 時

平成26年６月24日（火曜日）
午前10時

場 所

島根県松江市魚町10番地
当行本店（３階大ホール）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

株式会社山陰合同銀行

証券コード：8381

目 次

■ 第111期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

■ 第111期事業報告
- １．当行の現況に関する事項 …… 3
- ２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項 …… 11
- ３．社外役員に関する事項 …… 13
- ４．当行の株式に関する事項 …… 15
- ５．当行の新株予約権等に関する事項 …… 16
- ６．会計監査人に関する事項 …… 19
- ７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 20
- ８．業務の適正を確保する体制 …… 20

■ 計算書類 …… 23

■ 連結計算書類 …… 28

■ 監査報告書 …… 32

（株主総会参考書類）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 36

第２号議案　取締役８名選任の件 …… 37

■ インターネット等による議決権行使のご案内 … 42

■ 株主総会会場ご案内略図

証券コード8381
平成26年6月2日

株主の皆さまへ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　久保田　一朗

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当行**第111期定時株主総会**を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年6月23日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成26年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　島根県松江市魚町10番地　**当行本店（3階大ホール）**

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役8名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、前記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、42ページから43ページまでの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）(http://www.gogin.co.jp/www/contents/1000000043000/index.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類および添付書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ウェブサイト（http://www.gogin.co.jp）において、その旨掲載させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は「クールビズ（COOL BIZ）」にてご対応させていただきますので、軽装（ノーネクタイ等）にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

第111期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店ほか支店90カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済をみると、期を通して回復に向けた動きがみられました。期の前半は、内需・外需とも増加し、４～６月期の実質ＧＤＰ成長率が前期比年率＋4.1％の高成長になりました。内需では株高に支えられた個人消費と経済対策関連による公共投資を中心に増加し、外需は力強さには欠けるものの、円安の影響もあり緩やかに持ち直しました。７～９月期以降は、個人消費、住宅投資を中心とした国内需要が堅調に推移したものの、輸出が伸び悩んだことに加え、輸入が増加したことから、低い成長率にとどまりました。１～３月期は、消費税増税前の駆け込み需要により個人消費が増加し、成長率を押し上げたものと考えられます。今後のわが国経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動により、個人消費、住宅投資が減少し、一時的に悪化するものと予想されます。

当期の金融マーケットの動向については、短期金融市場では、日本銀行の緩和姿勢が継続しており、期中は概ね0.06～0.08％付近で推移しました。長期国債市場金利は、期初0.5％近傍でスタートしましたが、米国長期金利の上昇等の影響を受け５月中旬以降は0.8％台での推移となりました。その後、シリア情勢の緊迫化などに伴い0.6％近傍まで低下し、年末にかけては米国量的緩和縮小等の影響を受け0.7％台まで上昇する局面もありましたが、期末は0.64％となりました。

日経平均株価は、期初12,000円台でスタートしたものの、円安、米国株高などにより５月には15,000円台まで上昇しました。その後、米国の量的緩和の早期縮小懸念などを背景に下落に転じ、６月には一時12,000円台まで低下しました。以降は、13,000円台～14,000円台で推移し、年末にかけては円安の進展等から16,000円台まで上昇しました。年明け以降は、新興国経済に対する懸念などから下落し、期末は14,827円83銭(終値)となりました。

対米ドル円相場は、期初93円台でスタートしましたが、日本銀行の量的・質的緩和が市場予想を大幅に上回ったことなどを受け円は急落し、５月には102円台まで円安が進みました。その後、93円台～101円台で推移し、年末年始にかけては米国量的緩和縮小等の影響を受け一時105円台まで円安が進みましたが、期末は102円台となりました。対ユーロ円相場は、期初119円台でスタートしましたが、対米ドル円相場と同様に円安に振れ、４月中に130円台まで円安が進行しました。その後は、130円前後で推移し、年末にかけては日欧の金利差拡大などから円安が進展し、期末は142円台となりました。

（当行の業況）

当行では平成24年度から平成26年度までの３カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、「現場力強化による成長」、「経営基盤の強化」、「地域社会への貢献」という三つの分野に重点を置き、諸活動を展開しておりますが、その２年目にあたる当期の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、金融機関預金が減少しましたが、個人預金が引き続き順調に推移したほか、法人預金や公金預金も増加した結果、期中790億円増加し、期末残高は３兆6,973億円となりました。

貸出金は、山陰両県を中心に住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したほか、山陽・兵庫地区などで法人向け貸出が増加したことなどから、期中298億円増加し、期末残高は２兆3,184億円となりました。

有価証券は、市場動向や投資環境を勘案し、引き続き安全性・流動性を重視した投資に努めた結果、期中313億円増加し、期末残高は１兆6,289億円となりました。

損益状況については、市場金利が低い水準で推移する中、貸出金利回りや有価証券利回りが低下する一方で、有価証券残高(期中平均)の増加に伴う利息収入の増加などから、資金利益はほぼ前期並みとなりました。このほか、預り資産関連の手数料収入の増加などから役務取引等利益が増加したことに加え、株式等関係損益の改善や与信費用の減少といった利益増加要因がありました。これに対し、利益減少要因としては、債券関係損益の減少などがありました。

この結果、経常利益は前期比８億85百万円増加の185億７百万円となりました。以上のほか、固定資産の減損損失が減少したことを主因に特別損失が減少したことなどから、当期純利益は前期比14億49百万円増加の109億77百万円となりました。

（対処すべき課題）

地域経済の活力を引き出すためには、成長戦略の担い手となる中小企業・小規模事業者の活性化が必要不可欠です。そのため当行は、お客様に対してしっかりと金融仲介機能を発揮するとともに、新たなビジネスへの支援、経営改善・事業再生支援に向けてコンサルティング機能を発揮してまいります。さらに、観光、医療、再生可能エネルギー、農林水産業などの成長分野の育成や新産業の創出のほか、お客様の海外展開支援など、地域の活力を引き出す取り組みに尽力しながら、地域金融機関に求められる社会的使命を果たしてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預金		**34,957**	**35,849**	**36,182**	**36,973**
	定期性預金	19,517	19,581	19,401	19,933
	その他	15,440	16,267	16,780	17,039
貸出金		**21,828**	**22,307**	**22,886**	**23,184**
	個人向け	4,757	4,754	4,888	5,093
	中小企業向け	8,535	8,769	9,120	9,395
	その他	8,535	8,783	8,877	8,695
商品有価証券		**5**	**4**	**4**	**2**
有価証券		**13,652**	**14,784**	**15,976**	**16,289**
	国債	9,651	10,143	10,214	9,692
	地方債	1,603	1,665	2,155	2,186
	その他	2,397	2,975	3,606	4,411
総資産		**39,640**	**40,939**	**42,100**	**44,488**
内国為替取扱高		**325,928**	**329,672**	**325,038**	**346,206**
外国為替取扱高		百万ドル **37,053**	百万ドル **41,514**	百万ドル **37,104**	百万ドル **30,506**
経常利益		百万円 **14,502**	百万円 **21,086**	百万円 **17,622**	百万円 **18,507**
当期純利益		百万円 **8,449**	百万円 **9,203**	百万円 **9,528**	百万円 **10,977**
1株当たりの当期純利益		**50円50銭**	**55円74銭**	**58円33銭**	**67円98銭**

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,983人	1,996人
平均年齢	41年9月	41年5月
平均勤続年数	19年6月	19年6月
平均給与月額	385千円	383千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
島根県	68店 (うち出張所 28)	68店 (うち出張所 27)
鳥取県	55 (25)	57 (23)
東京都	1 (0)	1 (0)
大阪府	1 (0)	1 (0)
兵庫県	9 (0)	8 (0)
岡山県	5 (0)	5 (0)
広島県	5 (0)	5 (0)
合計	**144** (53)	**145** (50)

(注) 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。なお、店舗外現金自動設備には、コンビニATM設置か所を含めております。

駐在員事務所 当年度末 4か所（前年度末 4か所）
店舗外現金自動設備 〃 548か所（ 〃 523か所）

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
北播磨支店	兵庫県三木市末広２丁目５番10号

（注）1．当年度中に、法吉支店を北支店を母店とする法吉出張所に、城北支店を鳥取西支店を母店とする城北出張所に、湖山支店を千代水支店を母店とする湖山出張所に、福生支店を皆生通支店を母店とする福生出張所といたしました。また、大篠津支店を廃止し(現大篠津代理店)、米子市役所出張所を廃止し米子支店に統合いたしました。このほか、ニューヨーク駐在員事務所を廃止し、バンコク駐在員事務所を開設いたしました。
2．店舗外現金自動設備を島根県で9か所新設し、鳥取県では17か所新設及び1か所廃止いたしました。

ハ．銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社ごうぎん代理店	島根県松江市白潟本町71番地	―

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	810

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
オンラインシステム関連	556

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
松江不動産 株式会社	島根県松江市 魚町10番地	事業用動産／不動産の管理・賃貸業務	昭和９年 12月19日	150	100.00	
合銀ビジネスサービス 株式会社	島根県松江市 白潟本町18番地	現金／小切手等の集配・整理・保管業務、ATM等保守管理業務	昭和55年 ４月１日	10	100.00	
ごうぎん スタッフサービス株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	労働者派遣事業、職業紹介事業、紹介予定派遣事業	昭和61年 12月２日	10	100.00	
株式会社 ごうぎん 代理店	島根県松江市 白潟本町71番地	銀行代理業	平成16年 ３月12日	50	100.00	
株式会社 山陰オフィス サービス	島根県松江市 袖師町６番10号	文書／証票等作成、保管等業務、銀行事務集中処理業務	平成16年 ６月７日	10	100.00	
山陰債権回収 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	平成14年 ４月２日	500	95.00	
山陰総合リース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	昭和50年 ４月１日	30	5.00	
ごうぎん保証 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	昭和54年 ４月２日	30	26.66	
株式会社 ごうぎん クレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和59年 ４月３日	70	4.72	
株式会社 山陰経済経営 研究所	島根県松江市 白潟本町18番地	金融／経済の調査・研究、情報提供	昭和60年 ９月３日	10	5.00	
ごうぎん システムサービス株式会社	島根県松江市 袖師町６番10号	データ処理、伝送役務の提供業務、ATM等集中監視業務	平成２年 ３月22日	10	5.00	
ごうぎん キャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	平成８年 １月16日	150	5.00	

（注）1.　当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2.　連結対象子会社は上記の重要な子会社等12社であり、当期の連結経常収益は87,244百万円、連結当期純利益は11,175百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
古　瀬　　誠	(代表取締役) 取締役会長	島根県商工会議所連合会　会頭 松江商工会議所　会頭	
久保田　一　朗	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員、人事・監査		
野　坂　正　史	(代表取締役) 取締役兼副頭取執行役員、市場金融・総合事務・システム		
石　丸　文　男	(代表取締役) 取締役兼専務執行役員、経営企画・CR統括・人事（副）		
小　田　光　則	取締役兼専務執行役員、鳥取営業本部長		
多　胡　秀　人	取締役 (非常勤)（社外）	有限会社多胡事務所　代表取締役	
田　部　真　孝	取締役 (非常勤)（社外）	株式会社田部　代表取締役社長 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 有限会社松陽印刷所　代表取締役社長	
福　井　宏一郎	取締役 (非常勤)（社外）		
稲　場　久　和	常勤監査役		
木　幡　　均	常勤監査役		
中　村　寿　夫	監査役 (非常勤)（社外）	中村法律事務所　弁護士	
河　本　充　弘	監査役 (非常勤)（社外）	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士	
川　中　修　一	監査役 (非常勤)（社外）	川中・野口法律事務所　弁護士	

(注)　取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
中ノ森　寿　昭	常務執行役員	山陽営業本部長
青　山　隆　一	常務執行役員	米子営業本部長
山　本　陽一郎	常務執行役員	審査・お客様サービス・監査(副)・本部業務集中センター
竹　迫　泰　裕	常務執行役員	兵庫・大阪営業本部長
佐　藤　陽　一	常務執行役員	営業企画・地域振興
浅　野　裕　好	執　行　役　員	鳥取営業部長
山　崎　　徹	執　行　役　員	経営企画部長
佐　藤　幸　雄	執　行　役　員	石見営業本部長
阿　川　雅　哉	執　行　役　員	システム部長
杉　原　伸　治	執　行　役　員	ＣＲ統括部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	8名	267（122）
監　査　役	6名	66（ 15）
計	14名	333（138）

(注) 1.「報酬等」欄の（ ）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬62百万円、株式報酬型ストック・オプション75百万円（内訳 取締役59百万円、監査役15百万円）を内書きしております。

2. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役250百万円、監査役55百万円であります。
また、業績連動報酬枠は以下のとおりであります。

当期純利益（単体）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
100億円超	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	28百万円（4百万円以内）
～ 50億円以下	0

なお、株式報酬型ストック・オプションの割当限度額は、取締役 年額75百万円以内（うち社外取締役分は750万円以内）、監査役 年額20百万円以内としております。

3.「支給人数」及び「報酬等」には、平成25年６月26日開催の第110期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
多　胡　秀　人	有限会社多胡事務所　代表取締役
田　部　真　孝	株式会社田部　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付を行っております。 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付を行っております。 有限会社松陽印刷所　代表取締役社長
福　井　宏一郎	―
中　村　寿　夫	中村法律事務所　弁護士
河　本　充　弘	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士
川　中　修　一	川中・野口法律事務所　弁護士

（注）　取締役 多胡秀人氏、福井宏一郎氏ならびに監査役 中村寿夫氏、河本充弘氏及び川中修一氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
多　胡　秀　人	6年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち2回に出席しております。昨年7月から本年3月までは体調不良のため欠席しております。 ※過年度の出席状況 平成24年度：全12回のうち11回 平成23年度：全12回のうち11回 平成22年度：全12回のうち12回	地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。欠席した取締役会についても、審議事項に関する発言や、地域密着型金融に関する提言を適宜文書で行っております。同氏の豊富な経験や高い見識に基づく意見は、当行の経営にとって、非常に重要なものとなっております。
田　部　真　孝	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	企業経営に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
福　井　宏一郎	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	金融分野を中心とした幅広い見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
中　村　寿　夫	19年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち11回に出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
河　本　充　弘	8年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
川　中　修　一	5年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	44 (16)	―

(注) 「銀行からの報酬等」欄の( )内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬6百万円、株式報酬型ストック・オプション9百万円（内訳 取締役5百万円、監査役4百万円）を内書きしております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　495,021千株
発行済株式の総数　161,927千株

(2) 当年度末株主数

14,904名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	6,646千株	4.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,705	2.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,385	2.72
山陰合同銀行従業員持株会	4,346	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,024	1.88
第一生命保険株式会社	3,015	1.87
住友生命保険相互会社	3,006	1.86
日本興亜損害保険株式会社	2,449	1.52
中国電力株式会社	2,405	1.49
明治安田生命保険相互会社	2,350	1.46

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（1,080,702株）を控除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

第１回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　平成20年７月25日

B. 新株予約権の行使期間　平成20年７月26日から平成45年７月25日まで

C. 権利行使価額（１株当たり）　１円

D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	517個	当行普通株式 51,700株	5名
社外取締役	20個	当行普通株式 2,000株	1名
監査役	125個	当行普通株式 12,500株	4名

(注) 監査役が有している新株予約権には、監査役就任前の取締役在任期間中に付与されたものを含めております。

第２回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　平成21年７月23日

B. 新株予約権の行使期間　平成21年７月24日から平成46年７月23日まで

C. 権利行使価額（１株当たり）　１円

D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	614個	当行普通株式 61,400株	5名
社外取締役	22個	当行普通株式 2,200株	1名
監査役	138個	当行普通株式 13,800株	4名

(注) 監査役が有している新株予約権には、監査役就任前の取締役在任期間中に付与されたものを含めております。

第３回新株予約権

A. 新株予約権の割当日	平成22年７月23日
B. 新株予約権の行使期間	平成22年７月24日から平成47年７月23日まで
C. 権利行使価額（１株当たり）	１円
D. 権利行使についての条件	新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	805個	当行普通株式 80,500株	５名
社外取締役	29個	当行普通株式 2,900株	１名
監査役	183個	当行普通株式 18,300株	４名

(注) 監査役が有している新株予約権には、監査役就任前の取締役在任期間中に付与されたものを含めております。

第４回新株予約権

A. 新株予約権の割当日	平成23年７月26日
B. 新株予約権の行使期間	平成23年７月27日から平成48年７月26日まで
C. 権利行使価額（１株当たり）	１円
D. 権利行使についての条件	新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	1,005個	当行普通株式 100,500株	５名
社外取締役	93個	当行普通株式 9,300株	３名
監査役	187個	当行普通株式 18,700株	４名

第５回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　平成24年７月27日
B. 新株予約権の行使期間　平成24年７月28日から平成49年７月27日まで
C. 権利行使価額（１株当たり）　１円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	1,093個	当行普通株式 109,300株	5名
社外取締役	99個	当行普通株式 9,900株	3名
監査役	213個	当行普通株式 21,300株	4名

第６回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　平成25年７月26日
B. 新株予約権の行使期間　平成25年７月27日から平成50年７月26日まで
C. 権利行使価額（１株当たり）　１円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	806個	当行普通株式 80,600株	5名
社外取締役	72個	当行普通株式 7,200株	3名
監査役	223個	当行普通株式 22,300株	5名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

第６回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　平成25年７月26日
B. 新株予約権の行使期間　平成25年７月27日から平成50年７月26日まで
C. 権利行使価額（１株当たり）　１円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	920個	当行普通株式 92,000株	10名
使用人	―	―	―
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	―	―	―

(注)　執行役員には取締役兼務者を含めておりません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　河野　明 指定有限責任社員　根津昌史 指定有限責任社員　久保　隆	57	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 外国口座税務コンプライアンス法対応にかかる助言業務

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、68百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が職業的専門家として適切な監査を実施しているかにつき、監査役が適宜監視を行うとともに、会計監査人の再任の適否に関し、その職務遂行の状況などから毎期検討し、再任が適切でないと判断される場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、会計監査人を不再任とすることにつき、株主総会の議案といたします。

また、会社法第340条第１項に該当する場合には、監査役全員の同意により、監査役会は会計監査人を解任するほか、会計監査人に法令違反などの行為があり、適切な監査ができないと判断される場合には、会計監査人を解任または不再任とすることにつき、株主総会の議案とすることを取締役会に請求いたします。

ロ．当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は取締役会において決議した基本方針、いわゆる「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、下記のとおり体制を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A. 役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図っています。

B. 全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に報告する体制としています。

C. コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図っています。

D. 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当行から独立した社外取締役を選任しています。

E. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査規程及び内部監査方針にしたがい内部監査を実施しています。

F. 内部通報制度を設け、グループ内の役職員が当行のコンプライアンス統括部署または社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制としています。

G. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める行内規程にしたがい、適切に保存・保管することとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 当行は、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識しています。

a.信用リスク　b.市場リスク　c.流動性リスク　d.オペレーショナル・リスク

B. リスク管理の基本方針を定めた行内規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、関連会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図っています。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にＡＬＭ委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行っています。

C. 不測の緊急事態の発生に対しては、緊急対策要領を定め、統一的な危機管理対応ができる体制としています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入しています。

B. 取締役会を定例および必要に応じて随時開催するほか、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について、多面的な検討を行っています。

C. 組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現しています。

(5) 当行並びに当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

A. グループ会社の運営を統括する部署を設置し、「関連会社運営規程」にもとづいて経営全般にわたる指導・管理を行っています。また、グループ会社に対し当行監査部による監査を実施しています。

B. 内部通報制度を設け、グループ内の役職員が当行のコンプライアンス統括部署または社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制としています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を１名配置しています。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、また、その人事異動については監査役会の意見を尊重しています。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告する基準等について監査役と協議のうえ定めるとともに、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査役から報告を求められたときにはこれに応ずるものとしています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査役と定期的に意見交換会を開催しています。また、経営執行会議・コンプライアンス委員会・ＡＬＭ委員会・執行役員会議等の重要な会議には、監査役が出席できる旨を関連する規程に明記しています。

第111期末（平成26年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**291,599**	**預金**	**3,697,340**
現金	42,772	当座預金	112,576
預け金	248,827	普通預金	1,442,658
コールローン	**150,934**	貯蓄預金	54,121
買入金銭債権	**7,093**	通知預金	8,132
商品有価証券	**275**	定期預金	1,763,829
商品国債	137	定期積金	2,376
商品地方債	138	その他の預金	313,645
金銭の信託	**5,008**	**譲渡性預金**	**20,500**
有価証券	**1,628,989**	**コールマネー**	**9,124**
国債	969,229	**債券貸借取引受入担保金**	**140,321**
地方債	218,636	**借用金**	**171,498**
社債	180,557	借入金	171,498
株式	47,349	**外国為替**	**19**
その他の証券	213,217	売渡外国為替	12
貸出金	**2,318,491**	未払外国為替	7
割引手形	13,478	**その他負債**	**69,658**
手形貸付	68,905	未払法人税等	809
証書貸付	1,961,560	未払費用	5,008
当座貸越	274,546	前受収益	1,231
外国為替	**3,329**	給付補填備金	0
外国他店預け	3,141	金融派生商品	3,365
買入外国為替	0	リース債務	902
取立外国為替	188	資産除去債務	349
その他資産	**15,409**	その他の負債	57,992
前払費用	73	**賞与引当金**	**972**
未収収益	7,014	**退職給付引当金**	**8,417**
金融派生商品	4,984	**睡眠預金払戻損失引当金**	**387**
その他の資産	3,337	**その他の偶発損失引当金**	**857**
有形固定資産	**38,871**	**繰延税金負債**	**3,827**
建物	13,986	**再評価に係る繰延税金負債**	**3,073**
土地	21,813	**支払承諾**	**19,117**
その他の有形固定資産	3,071	**負債の部合計**	**4,145,117**
無形固定資産	**3,010**	**（純資産の部）**	
ソフトウェア	2,727	**資本金**	**20,705**
その他の無形固定資産	283	**資本剰余金**	**15,516**
前払年金費用	**3,118**	資本準備金	15,516
支払承諾見返	**19,117**	**利益剰余金**	**224,186**
貸倒引当金	**△36,321**	利益準備金	17,584
投資損失引当金	**△68**	その他利益剰余金	206,601
		固定資産圧縮積立金	193
		別段積立金	194,329
		繰越利益剰余金	12,078
		自己株式	**△756**
		（株主資本合計）	**259,651**
		その他有価証券評価差額金	**40,366**
		繰延ヘッジ損益	**△8**
		土地再評価差額金	**3,186**
		（評価・換算差額等合計）	**43,544**
		新株予約権	**546**
		純資産の部合計	**303,742**
資産の部合計	**4,448,860**	**負債及び純資産の部合計**	**4,448,860**

第111期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**72,976**
資金運用収益	**60,602**	
貸出金利息	35,142	
有価証券利息配当金	22,564	
コールローン利息	410	
買現先利息	3	
預け金利息	343	
金利スワップ受入利息	303	
その他の受入利息	1,835	
役務取引等収益	**10,159**	
受入為替手数料	2,640	
その他の役務収益	7,519	
その他業務収益	**1,424**	
外国為替売買益	378	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	916	
金融派生商品収益	119	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	**790**	
償却債権取立益	10	
株式等売却益	213	
その他の経常収益	566	
経常費用		**54,468**
資金調達費用	**6,583**	
預金利息	4,931	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息	113	
債券貸借取引支払利息	167	
借用金利息	144	
金利スワップ支払利息	833	
その他の支払利息	377	
役務取引等費用	**4,231**	
支払為替手数料	507	
その他の役務費用	3,723	
その他業務費用	**259**	
国債等債券売却損	259	
営業経費	**39,079**	
その他経常費用	**4,315**	
貸倒引当金繰入額	3,506	
株式等売却損	80	
株式等償却	2	
金銭の信託運用損	110	
その他の経常費用	615	
経常利益		**18,507**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**169**
固定資産処分損	39	
減損損失	130	
税引前当期純利益		**18,340**
法人税、住民税及び事業税		**4,096**
法人税等調整額		**3,267**
法人税等合計		**7,363**
当期純利益		**10,977**

第111期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	20,705	15,516	—	15,516	17,584
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別段積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	8	8	—
自己株式の消却	—	—	△8	△8	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	20,705	15,516	—	15,516	17,584

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別段積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	198	187,329	11,090	216,203	△848	251,576
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	△4	—	4	—	—	—
別段積立金の積立	—	7,000	△7,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△1,618	△1,618	—	△1,618
当期純利益	—	—	10,977	10,977	—	10,977
自己株式の取得	—	—	—	—	△1,442	△1,442
自己株式の処分	—	—	—	—	134	142
自己株式の消却	—	—	△1,392	△1,392	1,400	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	17	17	—	17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△4	7,000	988	7,983	92	8,075
当期末残高	193	194,329	12,078	224,186	△756	259,651

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	45,586	△12	3,203	48,777	533	300,887
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
別段積立金の積立	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,618
当期純利益	—	—	—	—	—	10,977
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,442
自己株式の処分	—	—	—	—	—	142
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,220	4	△17	△5,232	12	△5,220
当期変動額合計	△5,220	4	△17	△5,232	12	2,855
当期末残高	40,366	△8	3,186	43,544	546	303,742

第111期末（平成26年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	293,170	預金	3,687,357
コールローン及び買入手形	150,934	譲渡性預金	20,500
買入金銭債権	8,149	コールマネー及び売渡手形	9,124
商品有価証券	275	債券貸借取引受入担保金	140,321
金銭の信託	5,008	借用金	185,738
有価証券	1,632,431	外国為替	19
貸出金	2,306,006	その他負債	75,118
外国為替	3,329	賞与引当金	1,071
リース債権及びリース投資資産	26,235	退職給付に係る負債	11,852
その他資産	27,047	役員退職慰労引当金	87
有形固定資産	40,895	睡眠預金払戻損失引当金	387
建物	14,864	その他の偶発損失引当金	857
土地	22,822	繰延税金負債	1,716
その他の有形固定資産	3,209	再評価に係る繰延税金負債	3,073
無形固定資産	3,068	支払承諾	19,230
ソフトウェア	2,776	負債の部合計	4,156,457
その他の無形固定資産	291	（純資産の部）	
繰延税金資産	469	資本金	20,705
支払承諾見返	19,230	資本剰余金	15,516
貸倒引当金	△37,436	利益剰余金	230,087
投資損失引当金	△78	自己株式	△756
		（株主資本合計）	265,552
		その他有価証券評価差額金	40,417
		繰延ヘッジ損益	△8
		土地再評価差額金	3,186
		退職給付に係る調整累計額	△4,138
		（その他の包括利益累計額合計）	39,456
		新株予約権	546
		少数株主持分	16,726
		純資産の部合計	322,281
資産の部合計	4,478,739	負債及び純資産の部合計	4,478,739

第111期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**87,244**
資金運用収益	**60,442**	
貸出金利息	35,010	
有価証券利息配当金	22,532	
コールローン利息及び買入手形利息	410	
買現先利息	3	
預け金利息	343	
その他の受入利息	2,142	
役務取引等収益	**10,815**	
その他業務収益	**15,154**	
その他経常収益	**832**	
償却債権取立益	12	
その他の経常収益	819	
経常費用		**67,263**
資金調達費用	**6,688**	
預金利息	4,929	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息及び売渡手形利息	113	
債券貸借取引支払利息	167	
借用金利息	281	
その他の支払利息	1,180	
役務取引等費用	**3,209**	
その他業務費用	**11,939**	
営業経費	**40,805**	
その他経常費用	**4,620**	
貸倒引当金繰入額	3,714	
その他の経常費用	905	
経常利益		**19,981**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**171**
固定資産処分損	40	
減損損失	131	
税金等調整前当期純利益		**19,812**
法人税、住民税及び事業税		**4,559**
法人税等調整額		**3,355**
法人税等合計		**7,914**
少数株主損益調整前当期純利益		**11,898**
少数株主利益		**722**
当期純利益		**11,175**

第111期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,705	15,516	221,905	△848	257,278
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,618	—	△1,618
当期純利益	—	—	11,175	—	11,175
自己株式の取得	—	—	—	△1,442	△1,442
自己株式の処分	—	8	—	134	142
自己株式の消却	—	△8	△1,392	1,400	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	17	—	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	8,181	92	8,273
当期末残高	20,705	15,516	230,087	△756	265,552

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	45,621	△12	3,203	—	48,812
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,204	4	△17	△4,138	△9,355
当期変動額合計	△5,204	4	△17	△4,138	△9,355
当期末残高	40,417	△8	3,186	△4,138	39,456

(単位：百万円)

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	533	15,924	322,548
当期変動額			
剰余金の配当	―	―	△1,618
当期純利益	―	―	11,175
自己株式の取得	―	―	△1,442
自己株式の処分	―	―	142
自己株式の消却	―	―	―
土地再評価差額金の取崩	―	―	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	801	△8,541
当期変動額合計	12	801	△267
当期末残高	546	16,726	322,281

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月９日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河野　明　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根津昌史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保　隆　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月９日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津昌史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保　隆	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月９日

株式会社 山陰合同銀行　監査役会

常勤監査役 稲　場　久　和　㊞

常勤監査役 木　幡　　均　㊞

社外監査役 中　村　寿　夫　㊞

社外監査役 河　本　充　弘　㊞

社外監査役 川　中　修　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆さまへの積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は、１株当たり７円とし、中間配当を含めた年間配当は１株当たり11円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき７円
総額　1,125,927,390円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年６月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額
別段積立金　7,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　7,500,000,000円

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役８名の選任を願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	古瀬　誠（ふるせ　まこと） （昭和21年８月６日生）	昭和44年４月　当行入行 平成６年７月　松江駅前支店長 平成８年10月　業務渉外部長 平成10年11月　営業統括部長 平成12年４月　ＲＭ推進部長 平成12年６月　取締役総合企画部長 平成13年６月　常務取締役総合企画部長 平成14年６月　専務取締役総合企画部長 平成14年11月　専務取締役 平成17年６月　取締役副頭取 平成19年６月　取締役頭取 平成22年11月　島根県商工会議所連合会会頭（現任） 平成22年11月　松江商工会議所会頭（現任） 平成23年６月　取締役会長（現任）	株 39,000
2	久保田　一朗（くぼた　いちろう） （昭和26年11月４日生）	昭和49年４月　当行入行 平成８年４月　乃木支店長 平成10年７月　出雲駅前支店長 平成12年６月　大阪支店長 平成14年11月　本店営業部長 平成16年６月　取締役鳥取営業部長 平成17年６月　常務取締役鳥取営業部長 平成19年６月　専務取締役 平成23年６月　取締役頭取兼頭取執行役員（現任） （現在の担当）　人事、監査	25,006

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
3	野坂 正史 （昭和28年２月15日生）	昭和50年４月　当行入行 平成７年７月　米子駅前支店長 平成10年８月　営業統括部部長代理 平成12年４月　ＲＭ推進部次長 平成13年６月　ＲＭ推進部長 平成16年６月　取締役総合企画部長 平成17年７月　取締役経営企画部長 平成18年６月　常務取締役 平成20年６月　専務取締役 平成23年６月　取締役兼副頭取執行役員 平成25年４月　取締役兼副頭取執行役員ＣＲ統括部長 平成25年６月　取締役兼副頭取執行役員（現任） （現在の担当）　市場金融、総合事務、システム	株 29,417
4	石丸 文男 （昭和29年10月28日生）	昭和52年４月　当行入行 平成10年７月　桜谷支店長 平成13年６月　総合企画部ＡＬＭ室長 平成15年６月　広島支店長 平成18年４月　鳥取営業部長 平成19年６月　取締役鳥取営業部長 平成20年４月　取締役経営企画部長 平成21年６月　常務取締役経営企画部長 平成22年６月　常務取締役 平成23年６月　取締役兼専務執行役員　鳥取駐在　鳥取営業本部長 平成25年６月　取締役兼専務執行役員（現任） （現在の担当）　経営企画、ＣＲ統括、人事（副）	11,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
5	小田 光則 (昭和28年4月23日生)	昭和52年4月　当行入行 平成10年7月　おとよし支店長 平成11年7月　高津支店長 平成15年2月　浜田支店長 平成18年6月　営業推進部長 平成19年6月　取締役地域振興部長 平成21年6月　常務取締役　岡山駐在　山陽・兵庫営業本部長 平成23年6月　常務執行役員 平成25年6月　取締役兼専務執行役員　鳥取駐在　鳥取営業本部長（現任）	株 12,000
6	多胡 秀人 (昭和26年11月2日生)	昭和49年4月　株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 昭和63年8月　フランス・インドスエズ銀行東京支店資本市場部長 平成4年1月　ナショナル・ウエストミンスター銀行東京支店業務推進部長 平成9年4月　有限会社多胡事務所代表取締役（現任） 平成11年4月　デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）パートナー（執行役員） 平成15年6月　アビームコンサルティング株式会社顧問 平成16年6月　株式会社鹿児島銀行監査役 平成19年6月　当行取締役（現任） 平成19年6月　株式会社鹿児島銀行取締役（現任）	5,000

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
7	田部 真孝（たなべ まさたか） （昭和54年８月４日生）	平成22年４月　株式会社田部代表取締役社長（現任） 平成22年４月　樹徳産業株式会社代表取締役社長 平成22年４月　有限会社松陽印刷所代表取締役社長（現任） 平成22年６月　山陰中央テレビジョン放送株式会社取締役（現任） 平成22年12月　有限会社ジェー・アンド・ティー代表取締役社長 平成23年４月　公益財団法人田部美術館代表理事（現任） 平成23年６月　株式会社ＪＵＴＯＫＵ代表取締役社長（現任） 平成23年６月　当行取締役（現任） 平成24年６月　合同会社グリーンパワーうんなん代表社員（現任）	株 1,000
8	福井 宏一郎（ふくい こういちろう） （昭和22年10月26日生）	昭和46年７月　日本開発銀行入行 平成９年９月　日本開発銀行国際協力審議役 平成11年10月　日本政策投資銀行国際協力部長 平成12年10月　ＫＤＤＩ株式会社理事 平成16年７月　特命全権大使（在ブルガリア） 平成20年３月　日本カーボンファイナンス株式会社代表取締役社長 平成23年４月　日本カーボンファイナンス株式会社特別顧問 平成23年４月　株式会社日本経済研究所参与 平成23年６月　当行取締役（現任） 平成25年５月　一般社団法人霞関会理事（現任）	3,000

（注）1. 候補者と当行との特別の利害関係について
当行は、田部真孝氏ならびに同氏が代表取締役社長である「株式会社田部」および「株式会社JUTOKU」に対し、貸出等の取引があります。

2. 多胡秀人氏は、社外取締役候補者であります。
同氏は、地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験や専門的な知識を活かし、これまで当行の経営に対し提言、助言を行ってまいりました。同氏のこれらの提言等は的確で、またその意見は当行の経営にとって非常に重要なものとなっております。特に、リレーションシップバンキングを進めるための経営戦略や事業展開に関する同氏の意見は、ユニークかつ実践的なものであり、現中期経営計画の行動基準としても定着しております。同氏のように地域金融機関の経営全般に精通し、かつ地元出身者として当行の地域特性も熟知している外部人材は、当行にとって極めて貴重であります。
なお、同氏は、昨年7月から本年4月まで体調不良のため取締役会を欠席しておりましたが、すでに復調し、5月から取締役会に出席して議案審議等に必要な発言を行っております。また、欠席した取締役会についても、審議事項に関する発言や同氏の専門分野である地域密着型金融に関する提言を適宜文書で行っております。
当行は、地域密着型金融を一層推進してまいりますが、この分野の第一人者として、極めて鋭く、実践的な意見を述べてきた同氏の今日までの実績に鑑み、引き続き、同氏に当行の経営全般に対する提言、助言を期待しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能も期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって７年間であります。

3. 田部真孝氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、地元経済界を代表し、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年間であります。

4. 福井宏一郎氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融分野全般を中心とした幅広い知識と豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年間であります。

5. 多胡秀人、福井宏一郎の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成26年６月23日（月曜日）午後５時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使くださいますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合
（1）インターネットにアクセスできること。
（2）画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
（3）インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合
(1)「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo！ケータイ」 のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo！は、米国Yahoo！Incorporated、Yahoo！ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について〕

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社　代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　0120-707-743（フリーダイヤル）
受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図

会　場　　島根県松江市魚町10番地
当行本店(3階大ホール)
電話 (0852)55-1000

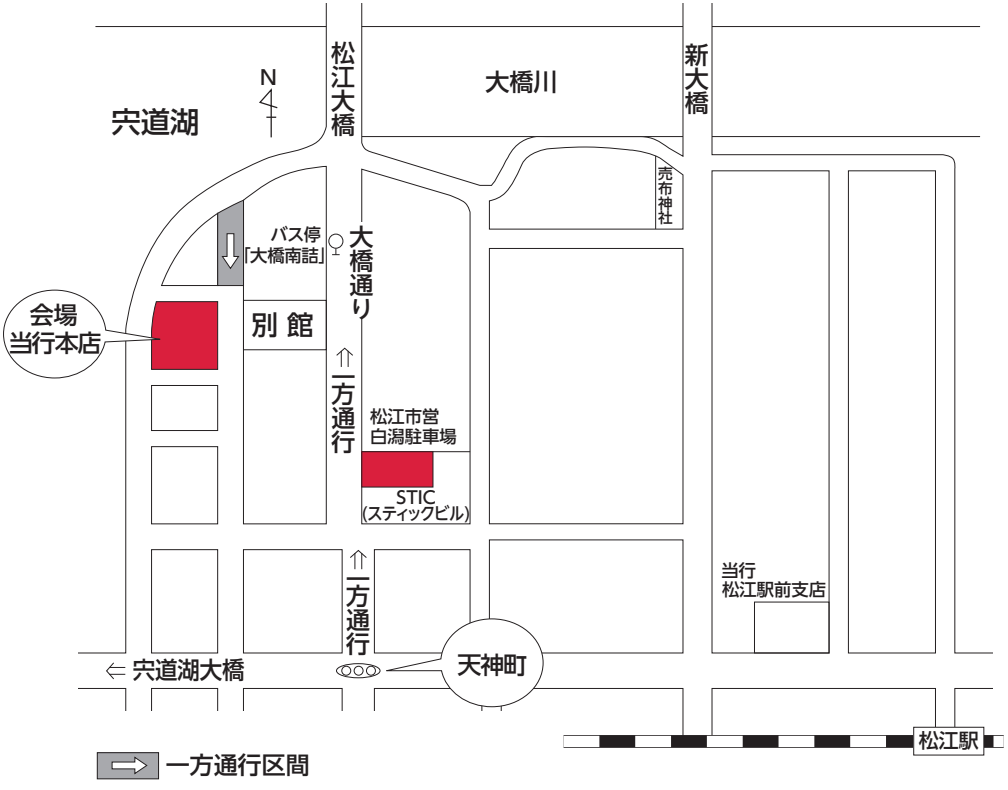

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。